

技 第 6 2 3 号
令和6年2月22日

島根県建設産業団体連合会長 様

島 根 県
土 木 部 技 術 管 理 課 長
土 木 部 港 湾 空 港 課 長

島根県週休2日工事の試行要領の一部改定について（送付）

標記について、別添のとおり通知しておりますので、お知らせします。

問い合わせ先
土木部技術管理課
土木設計基準係 電話：0852-22-5941／5390
農林設計基準係 電話：0852-22-5942／5653

写

技 第 6 2 3 号
令 和 6 年 2 月 2 2 日

隠岐支庁各関係局長
農林水産部各関係課長
農林水産部各地方機関の長
土木部各関係課長
土木部各地方機関の長 } 様

土木部 技術管理課長
土木部 港湾空港課長

島根県週休2日工事の試行要領の一部改定について（通知）

島根県週休2日工事の試行については、令和5年6月29日付け技第212号「島根県週休2日工事の試行要領の全面改定について（通知）」により行っているところですが、下記のとおり改定することとしますので、関係職員に周知願います。

なお、各市町村及び関係団体へは別途送付しています。

記

1. 改定対象

	島根県週休2日工事試行要領	特記仕様書	実施フロー	Q&A	休日取得表 休日取得状況表	実施希望報告様式 (様式1)	履行証明書 (様式2)
土木部編	○	—	—	○	—	—	—
農林水産部編	○	—		—	—	—	—
港湾・漁港漁場工事編	—	—		—	—	—	—

○：改定あり —：改定なし

2. 改定内容

別添「新旧対照表」のとおり

3. 適用年月日

通知日以降に起案する工事、道路及び河川維持管理業務等

問い合わせ先

土木部技術管理課

土木設計基準係

農林設計基準係

電話：0852-22-5941／5390

電話：0852-22-5942／5653

新旧対照表 島根県週休2日工事試行要領（土木部部編）

新	旧
<p>第1条～第2条 <略></p> <p>（対象工事） 第3条 島根県土木部（<u>建築住宅課及び港湾空港課の港湾事業を除く</u>）が所管する<u>工事のうち、以下の工事除いた全ての工事</u>を対象とする。ただし、発注者が対象期間内での現場施工期間を7日未満で想定している工事は、対象外とする。 なお、建築住宅課及び港湾空港課の港湾事業については、当要領の対象としない。 <u>（1）発注者が対象期間内での現場施工期間を7日未満で想定している工事</u> <u>（2）主たる業務の契約数量を日単位としており、その日数が4週8休以上を確保している業務</u></p> <p>第4条～第6条 <略></p> <p>（工事費の積算及び設計変更） 第7条 発注者は、「発注者指定型」においては、それぞれの経費に別紙1の現場閉所4週8休以上の補正係数を乗じた予定価格で発注するものとし、現場閉所4週8休以上が確保できなかった場合は、補正なしとして設計変更するものとする。 2 発注者は、「受注者希望型」においては、週休2日の取り組みに際して、対象期間中の現場の閉所または休日状況に応じて、別紙1のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じて設計変更するものとする。 なお、道路または河川維持管理業務等で複数年にわたって履行期限を設定し年度毎に分けて積算したもの（例：道路パトロール業務委託）については、対象期間を各年度とし、週休2日に係る設計変更を各年度末に行うものとする。 3 「発注者指定型」、「受注者希望型」いずれの取り組みを行った場合であっても、現場閉所率が確保できなかった事由について、疑義がある場合は受発注者協議により確認すること。</p> <p>第8条～第9条 <略></p> <p>附則 （施行期日） この要領は、令和5年8月1日から施行する。 <u>（施行期日）</u> <u>この要領は、令和6年2月22日から施行する。</u> （適用） この要領は、施行日以降に起案する発注工事等から適用する。</p>	<p>第1条～第2条 <略></p> <p>（対象工事） 第3条 島根県土木部が所管する全ての工事を対象とする。ただし、発注者が対象期間内での現場施工期間を7日未満で想定している工事は、対象外とする。</p> <p>なお、建築住宅課及び港湾空港課の港湾事業については、当要領の対象としない。 <u>（追記）</u></p> <p><u>（追記）</u></p> <p>第4条～第6条 <略></p> <p>（工事費の積算及び設計変更） 第7条 発注者は、「発注者指定型」においては、それぞれの経費に別紙1の現場閉所4週8休以上の補正係数を乗じた予定価格で発注するものとし、現場閉所4週8休以上が確保できなかった場合は、補正なしとして設計変更するものとする。 2 発注者は、「受注者希望型」においては、週休2日の取り組みに際して、対象期間中の現場の閉所または休日状況に応じて、別紙1のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じて設計変更するものとする。 なお、道路または河川維持管理業務等で複数年にわたって履行期限を設定し年度毎に分けて積算したもの（例：道路パトロール業務委託）については、対象期間を各年度とし、週休2日に係る設計変更を各年度末に行うものとする。 3 「発注者指定型」、「受注者希望型」いずれの取り組みを行った場合であっても、現場閉所率が確保できなかった事由について、疑義がある場合は受発注者協議により確認すること。</p> <p>第8条～第9条 <略></p> <p>附則 （施行期日） この要領は、令和5年8月1日から施行する。 <u>（追記）</u></p> <p>（適用） この要領は、施行日以降に起案する発注工事等から適用する。</p>

新旧対照表 島根県週休2日工事試行要領（農林水産部編）

新	旧
<p>第1条～第6条 <略></p> <p>(工事費の積算及び設計変更)</p> <p>第7条 発注者は、「発注者指定型」においては、それぞれの経費に別紙1の現場閉所4週8休以上の補正係数を乗じた予定価格で発注するものとし、現場閉所4週8休以上が確保できなかった場合は、補正なしとして設計変更するものとする。</p> <p>2 発注者は、「受注者希望型」においては、週休2日の取り組みに際して、対象期間中の現場の閉所または休日状況に応じて、別紙1のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じて設計変更するものとする。</p> <p>なお、道路または河川維持管理業務等で複数年にわたって履行期限を設定し年度毎に分けて積算したもの(例：道路パトロール業務委託)については、対象期間を各年度とし、週休2日に係る設計変更を各年度末に行うものとする。</p> <p>3 「発注者指定型」、「受注者希望型」いずれの取り組みを行った場合であっても、現場閉所率が確保できなかった事由について、疑義がある場合は受発注者協議により確認すること。</p> <p>第8条～第9条 <略></p> <p>附則 (施行期日) この要領は、令和5年8月1日から施行する。 <u>(施行期日)</u> <u>この要領は、令和6年2月22日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第6条 <略></p> <p>(工事費の積算及び設計変更)</p> <p>第7条 発注者は、「発注者指定型」においては、それぞれの経費に別紙1の現場閉所4週8休以上の補正係数を乗じた予定価格で発注するものとし、現場閉所4週8休以上が確保できなかった場合は、補正なしとして設計変更するものとする。</p> <p>2 発注者は、「受注者希望型」においては、週休2日の取り組みに際して、対象期間中の現場の閉所または休日状況に応じて、別紙1のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じて設計変更するものとする。</p> <p>なお、道路または河川維持管理業務等で複数年にわたって履行期限を設定し年度毎に分けて積算したもの(例：道路パトロール業務委託)については、対象期間を各年度とし、週休2日に係る設計変更を各年度末に行うものとする。</p> <p>3 「発注者指定型」、「受注者希望型」いずれの取り組みを行った場合であっても、現場閉所率が確保できなかった事由について、疑義がある場合は受発注者協議により確認すること。</p> <p>第8条～第9条 <略></p> <p>附則 (施行期日) この要領は、令和5年8月1日から施行する。 <u>(追記)</u></p>

新旧対照表 現場閉所による週休2日工事の試行についてのQ&A (土木部・農林水産部編)

Q		新		旧	
		受注者希望型	発注者指定型	受注者希望型	発注者指定型
1~2 <略>					
② 実施 方法	3	<p>対象外となる「(2) 主たる業務の契約数量を日単位としており、その日数が4週8休以上を確保している業務」はどのように判断するか。</p> <p>主たる業務が道路パトロール業務の場合で、以下に該当する場合は対象外とします。</p> <p>$\frac{\{\text{工期日数} - \text{契約数量(日)}\}}{\text{工期日数}} = 28.5\% (8日/28日)$以上</p>	—	(新設)	(新設)
4~36 <略> 番号のみ改定					